

会津若松地方広域市町村圏整備組合 公告第 16 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則（平成20年会津若松地方広域市町村圏整備組合規則第4号）第115条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和 4 年 8 月 3 1 日

会津若松地方広域市町村圏整備組合 管理者 室 井 照 平

| | | | |
|---|-------------|--|---|
| 1 | 委託業務番号 | 環委第 23 号 | |
| 2 | 委託業務名 | 沼平第 2 最終処分場最終覆土工事測量設計業務委託 | |
| 3 | 委託業務場所 | 耶麻郡磐梯町大字更科字沼平 地内 | |
| 4 | 業種 | 土木設計 | |
| 5 | 業務の概要 | 沼平第 2 最終処分場内の最終覆土するための工事費算定に係る測量 | |
| 6 | 業務期間 | 契約締結の日から令和 4 年 1 2 月 2 3 日（金）まで | |
| 7 | 予定価格 | 5, 230, 500 円（消費税及び地方消費税込み） | |
| 8 | 最低制限価格 | 予定価格に10分の6を乗じて得た額（千円未満切捨）を下回る額での入札があった場合には、最低制限価格を設定する。この場合において、最低制限価格を下回った額での入札は失格とする。 | |
| | ① 最低制限価格の設定 | 最低制限価格は、入札額（消費税及び地方消費税込み。以下同じ。）の低い順に5者（入札参加者が5者に満たない場合はすべての参加者。ただし、入札参加資格要件のうち業者登録要件及び業種登録要件を満たさないため入札無効となることが判明した者並びに入札書又は価格内訳書の不備により入札無効となる者並びに入札額が予定価格を超過した者を除く。）の入札額の平均値に0.9を乗じて得た額（千円未満切捨）とする。ただし、その額が予定価格に10分の6を乗じて得た額（千円未満切捨）を超える場合にあっては、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額（千円未満切捨）を最低制限価格とする。 最低制限価格＝入札額の低い順に5者の平均額（税込）×0.9（千円未満切捨） ただし、最低制限価格≤予定価格×0.6（千円未満切捨）とする。 | |
| 9 | 入札参加資格要件 | 入札に参加できるのは、入札時（＝開札時をいう。）において次の①から⑩に掲げる要件をすべて満たしている者とする。 | |
| | ① | 会津若松地方広域市町村圏整備組合入札参加資格者名簿（工事関係業務委託）に登録されていること。 | |
| | ② | 登録内容 本組合に土木設計の業種登録のある者 | |
| | ③ | 地域要件 | 管内業者であること。 管内業者とは、入札参加資格者名簿登録において、構成市町村（会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村及び会津美里町）に本社又は本店を登録している業者をいう。 |
| | | ④ | 許可資格等 測量法第55条第1項に規定する測量業者の登録を受けていること。 |
| | ⑤ | 技術者の配置 管理技術者及び照査技術者を配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者は兼ねることはできない。 | |
| | ⑥ | 会津若松地方広域市町村圏整備組合工事等入札参加停止措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。 | |
| | ⑦ | 業務実績 同種委託業務の実績を有すること。 | |
| | ⑧ | 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 | |
| | ⑨ | この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。 | |

| | | |
|----|--|---|
| 10 | 入札参加の申込 | |
| | ① 提出書類 | 制限付一般競争入札参加申込書（指定様式） |
| | ② 提出方法 | 必ず指定様式によりFAXで送信すること。なお、送信後は確認のため必ず電話連絡をすること。 |
| | ③ 提出先 | 会津若松地方広域市町村圏整備組合 事務局 環境センター 業務係 電話番号 0242-27-9004 FAX番号 0242-27-9005 |
| | ④ 入札参加申込期間 | 令和4年8月31日（水）から令和4年9月13日（火）まで （土・日・祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで） |
| 11 | 設計図書の閲覧 | |
| | ① 閲覧場所 | 会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 住所 会津若松市神指町大字南四合字オノ神494番地3 電話番号 0242-27-9004 |
| | ② 閲覧期間 | 入札参加申込期間内とする。 |
| 12 | 設計図書の貸出 | |
| | 設計図書については、希望者に貸出する。（場所は閲覧場所と同じ） 希望者は貸出申請書（閲覧場所にあり）により申請すること。 | |
| 13 | 設計図書等に対する質問 | |
| | ① 質問方法 | 本業務委託に関する質問は、原則として質問書（指定様式）によりFAXで送信すること。なお、送信後は、確認のために電話連絡すること。 |
| | ② 質問書送付先 | 会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 電話番号 0242-27-9004 FAX番号 0242-27-9005 |
| | ③ 質問期限 | 令和4年9月6日（火） 午前 11時00分まで |
| | ④ 質問に対する回答 | 質問書の回答は、後日すみやかに質問者にFAXで回答するとともに、他の入札参加者についても、FAXで通知する。 |
| 14 | 入札方法 | |
| | ① 提出書類 | 入札書及び価格内訳書（指定様式） 入札書及び価格内訳書は、封筒に同封し、封印（裏面に割印）すること。また、入札書記載金額（税抜き）と価格内訳書の合計金額は一致すること。 |
| | ② 入札方法 | 直接入札 |
| | ③ その他 | 代理人入札の場合は、委任状を持参すること。 |
| 15 | 入札（開札）日時等 | |
| | ① 入札（開札）日時 | 令和4年9月14日（水） 午前 10時00分 |
| | ② 開札場所 | 会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 3階 会議室 住所 会津若松市神指町大字南四合字オノ神494番地3 電話番号 0242-27-9004 |
| 16 | 入札回数 | |
| | 初度のための1回とする。ただし、最低制限価格を下回る入札者（以下「当該者」という。）が2者以上生じ、入札不調となった場合は、当該者のみによる再度の入札を行うものとする。 | |
| 17 | 入札保証金 | |
| | 免除 | |
| 18 | 入札参加資格審査 | |
| | 入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者については、審査関係書類（入札参加資格審査調書及びその他必要な書類）の提出についてファックスにより通知する。落札候補者は、通知後2時間以内に当該書類をファックスにより組合に提出し、到着の有無を環境センター業務係に確認すること。なお、落札候補者が、組合が定める方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。 | |
| | （提出先）会津若松地方広域市町村圏整備組合 事務局 環境センター 業務係 電話番号 0242-27-9004 FAX番号 0242-27-9005 | |

| | | |
|----|-------|--|
| 19 | 入札の無効 | |
| | ① | 本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札 |
| | ② | 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札 |
| | ③ | その他、入札条件又は組合において特に指定した事項に違反した入札 |
| 20 | 契約事項 | 契約締結は、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則及び会津若松地方広域市町村圏整備組合沼平第2最終処分場最終覆土工事測量設計業務委託契約約款による他、会津若松地方広域市町村圏整備組合工事請負契約規程及び会津若松地方広域市町村圏整備組合工事請負契約約款を準用する。 |
| 21 | 契約保証金 | 契約を締結しようとする者は、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第101条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、管理者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。 |
| | ① | この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合 |
| | ② | この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合 |
| | ③ | 会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第102条第1項第4号の規定に該当する場合。（過去2年間に国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。） |
| 22 | その他 | |
| | ① | 当該入札において事故が起きたときや、不正な行為があると認めるとき、その他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。 |
| | ② | 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなすものとする。 |
| | ③ | 当該入札においては、会津若松地方広域市町村圏整備組合入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。 |
| | ④ | 入札結果（落札業者、落札金額等）については、会津若松地方広域市町村圏整備組合のホームページ（ https://www.aizu-kouiki.jp ）において閲覧が可能。 |
| | ⑤ | なお、不明な点については、会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 業務係に問い合わせのこと。 電話番号 0242-27-9004 F A X 番号 0242-27-9005 |